

虎の威を借りる狐？



前代表取締役の解任報告

**義務を果たさず
権利を最優先**

(有)西川経営オフィスサービス、前代表取締役は義務を果たし、権利を主張したのでしょいか許されざる一連の行為に黙することは、税理士業界に免罪符を発行するに等しいと考えています。

スタートは昨年の9月19日、役員と一部の職員に「片山会計事務所改革タイムスケジュール(案)」を提示し回答を求めました。

案の原文、設立メルット「新設法人は永遠とも言える西川家の生活保障義務から解放される」

「役員間の意思統一を図りやすくすること改革を進めることが可能となる」

「和田は21年夏秋退職」「兼務役員は片山と出来るだけ方針が一致する者」等の唐突で一方的な改革案でした。

デメリットは、おまけに「過去の蓄積資産がないことから西川経営オフィスサービスから借りる必要あり」とありました。

さらに、出資持ち分を一切持っていないため、税理士法違反状態で盛んに処分を受け

金沢国税局始 まつて以来の内容

片山税理士に伝えたが、今度

話し合い解決を拒否

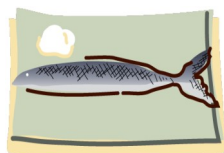
残業手当を請求、創業からお

よび先代税理士の顧客から「同意書」を集約し、平成20年2月7日の午前、強引に資料と最終データを事務所から搬出しました。

【同意書の全文】

片山豊樹が独立するとき、当初本人は当事務所に入所したときの状態で退去するとの先田税理士の話から一転、退去時は法人個人を合わせた300件を超える顧客を奪い去りました。

『私(我が社)は、税理士片山豊樹の事務所移転に際し、今後とも片山豊樹に税務会計業務の委任を行う予定であることから、税理士片山豊樹に預けてある税務会計関連の各種書類(原本があるものはその原本)、資料および電子データ1等の全てを平成20年2月8日迄に片山豊樹の新事務所に移転する事について同意いたします。』



署名した同意書の日付欄は殆どが空欄です。説明によると本文に期日があり不要、勤務時間中に集めた事になるため空欄にした話です。

自己が在任中に増えた顧客がどれだけあったのでしょうか。減った数が上回ってないのでしょいか。

また「母体」に甚大な損害を与え、利があるのではありません。

公人としての責任と義務、公開の場で明らかにしてほしいものです。

9月の税務カレンダー

【国税】
特に処理事項なし
【地方税】
特に処理事項なし

(有)西川経営オフィスサービス

中村会計

事務所便り

2008年9月9日(火) No13

地域から明るい未来を作ろう